

## 第8回

# 加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会 議事録

消費者庁食品表示企画課

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課

## 第8回加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会 議事次第

日 時：平成28年9月12日（月）13:58～16:05

場 所：三田共用会議所講堂

1. 開 会
2. 実行可能な方策についての検討
3. その他
4. 閉 会

○森光座長 それでは、定刻となりましたので、第8回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」を開催させていただきます。

本検討は、公開で行います。

本日は、市川委員から御欠席の報告をいただいておりますので、私を含めまして16名の出席となります。櫛委員も今、到着されたということで、16名の出席でよろしくお願いたします。

それでは、ここで報道関係者の方は傍聴席へお移りいただきますようお願いいたします。カメラの方につきましても、御退席または御着席をお願い申し上げます。

それでは、事務局より配布資料の確認をお願いします。

○赤崎食品表示企画課長 それでは、資料の確認をいたします。

お手元にお配りしております配布資料一覧とあわせて御確認願います。

まず、議事次第、それから座席表、次に資料1「原料原産地表示の表示方法の検討について」、資料2「原料原産地表示の対象とする原材料の範囲の検討について」、資料3「加工食品の原料原産地表示に対する要望」でございます。今回も地方公共団体等から御意見が寄せられております。

また、本日欠席しております市川委員より意見書が提出されておりますので、机上に配布させていただきます。

委員のお手元には、このほかに、第7回までの検討会資料一式、これまで提出された要望書等のつづりを机上配布資料としてお配りしております。

以上が本日の資料でございます。過不足や落丁等がございましたら、別途、事務局に御連絡を願います。

○森光座長 ありがとうございます。

本日の議題に入ります前に、まず私のほうから本検討会の趣旨と今後の進め方について御確認させていただきます。

本検討会は、開催要領にも定められていますように、加工食品の原料原産地表示の拡大に向けた具体的方策について、実行可能性を確保しつつ検討を行うとされています。この検討の手法については2つあると思います。

1つは、これまで義務化されている品目に実行可能な品目を順次追加する方法です。過去の経緯を見ますと、大きな品目拡大には限界があるようですし、品目ごとの検討では、さまざまな品目のある加工食品を個々に検討するため、大変時間がかかってしまうということも事実です。

2つ目の方法としては、全ての加工食品への導入に向け、全ての加工食品を対象に実行可能な共通ルールをつくるというアプローチをとるというものです。本検討会は、本年1月から議論を開始させていただいておりますが、既に9月に入っております。既に、検討会の意見集約の予定である秋になっております。その間、本年6月2日には、日本再興戦略2016が閣議決定され、原料原産地表示について、全ての加工食品への導入に向け、実行

可能な方策について検討を進めるとされました。

私、座長といたしましては、こうした動きから、2つ挙げました方法のうち後者の方法をとる。その形で拡大に向けた具体的な検討を鋭意進めていきたいと思っております。今後、ことしの秋をめどに中間取りまとめに向け、検討会としての意見を集約するべく具体的な議論をしっかりと行い、最終的に皆様の御理解と御納得をいただく形で整理を行いたいと考えております。

今回の資料につきましては、以上、お話ししましたことを踏まえまして、これから建設的でより具体的な議論ができるように用意いたしました。まずは、全ての加工食品を対象として実行可能性の検討を進めたいと考えております。既に対象をどうするか、あるいは消費者の関心はどこなどという議論の段階ではなく、まず主語であります全ての加工食品に対することを目的に議論を進める段階だと考えております。

前回までの意見で、消費者側の意見としまして、求める情報としては国別表示が原則であるとの意見が多いように感じました。そこで、国別表示を原則として検討を進めることとし、ただし、事業者の実行可能性を踏まえると困難な場合もありますので、あくまでも国別表示を原則とした上で、一定の条件のもとで事業者の皆様が実行可能な表示方法をとることを認める。そして、同時に、消費者の誤認を防ぐ方策についても講じていくように、皆様からのお知恵をおかりして、こういった観点で本日は議論をぜひ進めていきたいと考えております。

本日の議題は、前回に引き続き、実行可能な方策についての検討としております。前回の検討会で可能性表示、大括り表示及び加工地表示についてのイメージが示されたところですが、今回はあくまでも国別表示を原則としつつ、国別表示が困難な場合として、すなわち条件をもって、これらの表示を認める場合の条件、さらに消費者に誤認を与えないための方策などについて、さまざまな場合について資料を用意させていただきました。これを踏まえまして、委員の皆様には、どうかそれぞれの手法について、資料をもとに実行可能か否かを認める場合の条件や、誤認を防ぐための適切な観点であるかどうかを御議論いただきたいと思いますと考えております。よろしいでしょうか。

では、事務局から資料について御説明をお願いいたします。

○船田食品表示企画課課長補佐 食品表示企画課の船田です。私から、資料1及び資料2について、続けて御説明いたします。

まず、資料1の「原料原産地表示の表示方法の検討について」をごらんください。

ただいま座長からも御紹介ありましたとおり、前回の検討会で、可能性表示、大括り表示及び中間加工原料の表示についてのイメージをお示ししたところですが、今回は、現行の国別表示を原則としつつ、国別表示が困難な場合として、これらの表示を認める場合の条件、さらに消費者に誤認を与えないようにする方法などについて、さまざまな場合を想定しまして、それらに対応した表示例をお示しさせていただきました。これから御紹介する例を参考に、いろいろ御議論いただければと考えているところでございます。

まず、1 ページ目、国別表示です。

資料の左の囲みのところに、今の原料原産地表示についての国別の表示ルールの原則が書いてあります。

現在、原料原産地の表示ですが、国名を表示することが原則となっています。その場合、国産にあつては国産である旨、輸入品にあつては原産国名を表示します。

原産地が2か国以上ある場合にあつては、重量順に表示することとなります。

なお、原産地が3か国以上ある場合にあつては、重量順で3か国以下を「その他」と表示することができます。

右側に表示例を一部お示ししておりますけれども、例えば合挽き肉の場合、豚肉（アメリカ、国産、その他）という書き方があります。

続きまして、2 ページ目をごらんください。

これまでも、原料原産地については、原則、国別表示を行うことをルールとして定めてきております。しかしながら、過去の検討会では、全ての加工食品に国別表示を行うことは難しいとされてきた経緯がございます。

国別表示が難しい場合というのはどういう場合かということで、左の囲みの中の3つがあると考えているところです。

1つ目としましては、2か国以上の輸入原料を扱う場合、原材料の輸入先国の変化に応じて、準備する包材の種類が多くなり困難性が増す場合です。つまり、複数の産地の原料を扱う場合には、前回の検討会でもお示ししておりますけれども、資料3、4 ページにありますように、表示が何パターンにもなる可能性がございます。この場合、商品ごとに包装資材を準備することになりまして、事業者にとって、その都度、表示の切りかえなどの困難性が増すということは、これまでのヒアリングの中でも述べられてきております。

2つ目としましては、1の場合と重なる点があるのですけれども、産地や重量順を特定することが困難な場合がございます。

①として、原材料の輸入先国が頻繁に変化する場合。例えば、同じ商品でも、時期により1か国のみを使う場合、2か国を混合して使う場合、場合により3か国を併用する場合がありますということがございます。

②としまして、使用する原産地は決まっているけれども、品質を一定にするために配合割合が変更になることで、重量順がその都度、変更される場合がありますということ。

③としまして、小麦粉や植物油などのように、複数産地の原料を分別せずにつき足して混合して製造する。それをさらにブレンドして最終製品をつくる場合などがあることが考えられます。

3つ目ですけれども、中間加工原材料を使用している場合があります。例えば、輸入で中間加工原材料を使用した場合には、使用された生鮮原料の産地情報までは伝達されないということは、過去の検討会でも御説明しているところですけれども、産地情報が不明となることもあるということ。あと、これまで御説明した中で、製造の工程が複雑で、幾つ

もの原材料から構成されるものについては、個々の原料にさかのぼることが困難な場合もあるということでございます。これが中間加工原材料という考え方になります。

以上から、右上の囲みにもあるとおり、事業者の実行可能性を踏まえ、国別表示が難しい場合の解決策としまして、「可能性表示」、「大括り表示」、「中間加工原材料の表示」などの方法がこれまでも示されてきております。

ただし、過去の検討会でも、それぞれの方法については慎重に議論すべきとされておりました。右下の囲みにありますけれども、それぞれの表示方法について、認める条件、誤認を防止するための方法を明確にすることが必要と考えられます。

続きまして、3ページに移ります。今回、例示として示した食品ですけれども、前回の資料と同様のものを扱っております。3ページは、こいくちしょうゆの大豆に着目した場合の例示となっております。

今回は、大豆の原産地が多くなった場合の表示がどのようになるか、さらにイメージしやすいようにということで、できるだけ多くの表示例をお示ししております。前回は説明しておりますけれども、大豆の産地が1か国では1通り、2か国では4通りという形になります。

4ページ目ですけれども、ケース④、D社、日本を含め4か国扱っている場合ですと、国別の原料使用のパターンは64通りの組み合わせになってしまうということもございます。ただ、3か国以上はその他で省略できるというルールがございますので、その場合には組み合わせ表示例というものは減ってくるようになります。

これらを前提に、3つの方法について、それぞれ、認める条件、誤認防止の方法について、これから御説明していきます。

5ページ目、解決策の1つ目の例としまして、可能性表示がございます。

左の囲みのところで、可能性表示とは、国別に重量順を特定することが困難な場合、使用可能性のある複数国を「又は」でつないで表示することができる方法です。ただし、この場合、表示されている国全ての原材料が使用されているとは限りません。言いかえれば、例えば工場で3か国仕入れていても、当該商品では、時期などにより、表示された国のうち1か国のみしか使用されていない場合もあるということもございます。

そのため、可能性表示が認められる場合はどのようなときかという条件の例を、右の囲みに示してみました。

条件1としましては、使用する原料の産地は把握しているけれども、いずれかの産地を頻繁に切り替えて使用することなどから、国別、重量順の表示が困難であること。

条件2としまして、過去の使用実績等が管理できている。つまり、仕入れる原料の産地を把握しているけれども、例えば①「過去に使用して今後も使用」、②「新商品の場合で、規格書等で今後使用する予定が確実」など、あくまで当該商品に使用する原材料の産地について担保できることとして、全く使用の予定のないものを表示することはできないということを想定しております。

条件1、条件2、それぞれを満たした場合と考えているところでございます。

6 ページ目をごらんください。可能性表示を行った場合の誤認を防止するための方法の例を示しております。

1 つ目としまして、6 ページの左のところでは、表示されている原材料の一部産地が使用されていない場合や、順番が変わる可能性があることを誤認させないため、過去の使用実績等に基づくこと等の注意書きをすることを必須とすることになります。下の赤字の注で書いてある「大豆の産地は、平成〇年の取扱い実績の順に表示」などと表示してもらうことになります。

2 つ目としましては、表示されている原材料の一部産地の使用割合が極めて少ない場合など、消費者が一定量入っていることを期待して購入すると、誤認を誘発する場合があります。それを防止するために、使用割合を表示するか、〇〇産とあえて表示させないなどの方法をとることが考えられます。

いずれの方法でも、消費者への情報提供としまして、事業者は可能な範囲でウェブページ等に、原材料の使用実績等や国別情報提供に努めていただくということも考えております。

6 ページ右側ですけれども、参考としまして、時期的な産地の切り替えというのがどういふことかをイメージしやすくするために、玉ねぎを例にとりまして、1 年間の月別の使用産地の変更を表で示してみました。あくまでイメージとなりますので、実際には異なるかもしれませんが、1 月から3 月までアメリカで、4 月から6 月は中国とニュージーランドを使用する。7 月から8 月は中国のみとなって、9 月から12 月は中国とアメリカをそれぞれ使用するという場合になります。

国別表示をすることになりますと、その下の4 パターンの表示が少なくとも必要になります。これを可能性表示であらわせば、その例示にありますけれども、注意書きをつければ1 パターンの表示を用意すればよいことになります。

7 ページですけれども、可能性表示の例をお示ししてございます。

ケース②の2 か国の場合ですと、ここで示した例1 もしくは例2 になることになります。例1 は、過去1 年の取扱い実績で産地を表示した場合で、例2 は、過去2 年の取扱い実績で産地表示した場合の例となります。また、ケース③の3 か国は例4 となって、ケース④の場合は例3 とか例4 を使うことになるという例示でございます。

注意書きがいろいろついているのですけれども、原材料の品目の輸入事情等々によりまして表示の仕方が変わることが想定されます。

続きまして、解決策の2 つ目、8 ページになります。

大括り表示についてですけれども、左上の囲みで、大括り表示とは、複数の国からの輸入原料を使用する時に、国別に重量順を特定することが困難な場合、「輸入」と括って表示することができる方法です。つまり、外国産を全て「輸入」という2 文字で置きかえてしまうので、輸入か国産かの区別のみ形になります。

その場合、大括り表示が認められるのはどのようなときかという条件の例ですが、左下の囲みに4つの条件をお示ししております。

条件1として、複数の外国の間で、産地切替え又は混合割合の順位の変更が頻繁に生じるなど国別表示あるいは重量順の特定が困難であること。

条件2としまして、「2か国」あるいは、「3か国」以上の輸入原料を使用していること。1か国のみであれば、輸入という大括り表記はできないということになります。

条件3としまして、国産を使う場合「外国産」と「国産」の重量割合は把握していること。つまり、「、」で表示をつなぐという形ですけれども、あくまで現行の重量順という考え方を原則として考えております。

条件4ですが、可能性表示と同様に、原料の過去の使用実績等について、ある程度把握しておいてもらって、少なくとも外国産と国産の比率は管理する必要があるということを想定しております。

これら1から4までの条件を全て満たすことを想定しております。

大括り表示を行った場合の誤認防止という観点から見た場合に、輸入か国産のいずれかが使用されていることが8ページでは前提となりますので、可能性表示の2つ目の方策と同様に、例えば国産の原材料の使用割合が極めて少ない場合などに、誤認を避けるため、使用割合を表示するか、表示させないなどの方法をとることが考えられます。

また、大括り表示は外国の国別の情報がわからないということがありますので、可能性表示と同様に、ウェブページ等で原材料の国別情報の提供に努めていただくことも考えております。

表示例ですが、8ページ右下にありますように、輸入と国産という用語しか出てこないのですけれども、ケース②とケース③については輸入のみの表示ということで済みます。ケース④の場合には、3つの書き方があるということで、「輸入」とだけ書く、「輸入、国産」もしくは国産が重ければ「国産、輸入」と書くという3パターンとなります。

続きまして、9ページをごらんください。これは、大括り表示と可能性表示をプラスでつないでおりますけれども、双方を兼ねた表示ということになります。

左上の囲みのところで、国別に重量順を特定することが困難な輸入原料及び国産原料を使用する場合であって、かつ、輸入原料と国産原料の重量順を特定することが困難な場合、「輸入又は国産」、「国産又は輸入」と表示することができることになっておりますが、簡単に言いますと、輸入と国産原料の重量順が特定できない場合の表示方法になります。

この大括り表示+可能性表示が認められる場合の条件の例としましては、左下の囲みに示しますように、3つの条件が考えられます。

条件1として、複数の外国の間で、かつ、外国と国産との間で、産地切替え又は混合割合の順位の変更が頻繁に生じるなど国別表示あるいは重量順の特定が困難であること。

条件2と条件3については、先ほどの大括り表示と同じということになります。

いずれの場合も、条件1から条件3まで全てを満たせば、この大括り表示+可能性表示



を認めるということを考えております。

大括り表示+可能性表示を行った場合の誤認を防止するための方法は、右側を見ていただきまして、1つ目としましては、あくまで可能性表示でありますので、外国産と国産の順番が変わる可能性があることや一方が含まれない場合があることを誤認させないため、可能性表示をした時には、過去の使用実績等に基づく等を注意書きしていただくことになります。

2つ目としましては、これは先ほどの大括りと同じですけれども、原材料の一部産地の使用割合が極めて少ない場合に、割合とか〇〇産と表示させない方法をとることを考えているということでございます。

ウェブページの活用も、この場合も同様でございます。

大括り表示+可能性表示の表示例ですけれども、「輸入又は国産」「国産又は輸入」という2パターンになります。可能性ということになりますので、重量順であることなどを注意書きで示すことを必須とすることになります。

続きまして、10ページからは中間加工原材料の表示になります。

左上、製造地表示と書いてあります。使用する原材料が中間加工原材料である場合、中間加工原材料の製造地を「〇〇製造」などと表示するということが書いてあります。前回の検討会では、ここは「〇〇加工」という表示例をお示ししておりましたが、委員から、「〇〇加工」では消費者への情報提供で誤認を与えるとの意見がありましたので、今回、「〇〇製造」という文言に修正しております。

ここで「製造」と「加工」という用語の違いについて、御説明したいと思っております。資料が飛んで申しわけないですけれども、13ページを開いていただけますでしょうか。

食品表示基準Q&Aというものがございます。この中で「製造」と「加工」の定義というものを定めてあります。一般的には、「製造」とは、その原料として使用したものと本質的に異なる新たな物を作り出すこと。「加工」とは、あるものを材料としてその本質は保持させつつ、新しい属性を付加することとしております。

下半分ですけれども、「加工」とはどのような行為を示すのですかという問いがあります。「加工」には、本質的に変更を施さない、単なる切断とか選別等の行為が含まれておりますので、「製造」より広い範囲で捉えられています。そのため、中間加工原料の原産国、国際的には製造国という考え方になろうかということですが、今回「〇〇製造」という形で、「加工」ではなくて、もっと範囲を狭めた形で例をお示ししております。

一方、次の14ページもごらんいただけますでしょうか。産地の誤認防止という参考資料をつけております。

これは、本検討会の中で、私からも一度御説明しているところですが、平成16年当時に表示基準を改正しております。産地を強調した任意表示について、誤認防止のための基準というものを策定しております。現行の食品表示基準では、第9条の表示禁止事項に、産地名を示す表示であって、産地名の意味を誤認させる内容を禁止しております。具

体的には、当該表示が加工地を示すのか、原材料の産地を示すのか、不明確な表示を禁止する措置となっております。

例示としまして、あじの開きの例が左に載っています。沼津産と単に表示した場合、沼津産があじの開きの加工地を示すのか、あじの産地を示すのか、不明確な表示を禁止しております。表示を改善するために、今、改善表示例ということで、「加工地：沼津」もしくは「あじの開き（沼津加工）」という表示させることとなっております。あじの開きは22食品群に入るのですけれども、22食品群に入らない、例えばあゆの塩焼きの場合、どうなのかということも同様の考え方で、A県産という言葉が、加工地なのか、あゆの産地を示すのか、不明確であるということであれば、「A県加工」と表示する措置をとっております。

したがいまして、産地誤認の対策というのは、現行ルールの中では既に盛り込まれているという状況でございます。

10ページに戻ります。

話を戻しまして、中間加工原材料の場合ですと、外国で製造されたものを輸入する場合の表示として、そこに2つほど例示を示しております。

まず、1つ目が清涼飲料水の例で、りんご果汁を使用している場合です。ドイツ産とハンガリー産のりんごをドイツで絞って果汁にしている場合とを考えてください。製造地表示の例では、りんご果汁の次に括弧を付して、果汁をつくっているところがドイツなので、ドイツ製造という形になります。

また、チョコレートビスケットという2つ目の例を示しておりますけれども、原材料としてチョコレートを使用しています。チョコレートですので、本来ですと右側に書いてありますが、コートジボワール産、ガーナ産、インドネシア産のカカオ豆をカカオマスに加工して、カカオマス、砂糖、ココアバターを使用するという形で複雑な工程を経ています。そこがちょっとわかりづらいので、産地表示も伝わらないということであれば、製造地表示ということで、ベルギー製造という表示を今回、お示ししております。

チョコレートというのは、2種類以上の原材料からなる複合原材料という考え方がございます。これは、表示基準の中にも決まっていますのですけれども、原材料名の表示の仕方として、チョコレートのみ表示することが認められている状況ですので、通常、チョコレートの原材料のカカオマス、砂糖、ココアバターというのは表示されていないという状況がございます。ですので、産地をさかのぼるということまではされておられません。

11ページをごらんください。先ほどのものが外国での製造ということですがすけれども、今度は国内での製造という観点から見た場合になります。

食パンの例ですけれども、食パン、原材料として小麦粉を使用しております。通常、小麦粉の場合ですと、アメリカ産、カナダ産、オーストラリア産、あと国産があります。小麦を日本で小麦粉にして、その小麦粉をパンの製造メーカーが仕入れてブレンドして、食パンを製造するという形の例となります。製造地表示としましては、右側に書いてありますけれども、国内で製造しておりますので、小麦粉の製造地である国内製造という表示に

なります。

同様にマヨネーズの例があります。マヨネーズの例では、食用植物油脂を使用していますけれども、小麦粉と同様に、アメリカ産、カナダ産、ブラジル産、中国産の大豆を日本で絞って油にし、さらにこれになたね油を混ぜて製造した食用植物油脂を仕入れて製造しているという例です。なたね油のなたねの産地を省略していますけれども、この場合のなたね油も原材料の一部という形になります。

製造地表示の例が右側に書いてありますけれども、この場合も国内製造という表示になります。なお、中間加工原材料の産地がわかる場合には、当該原材料の産地を表示することも可能となります。この場合も、ウェブ等での事業者の情報提供というものはしていただければと考えているところでございます。

以上で資料1の説明を終わります。

続きまして、資料2に移ります。「原料原産地表示の対象とする原材料の範囲の検討について」になります。

原料原産地の対象とすべき原材料の範囲を検討していただくために、今回はレトルトカレーとロースハム、そうめんの3つの例をお示したところです。今回の資料では、考えられる条件によって、先ほどお示した条件によって表示した場合の例もあわせてお示しております。あくまで検討の参考としていただくための例示をふやしたという考え方でございます。

1 ページ目をごらんください。酢豚の例です。

そうざいという形ですけれども、加工食品の場合、さまざまな原材料を多用する場合がございます。これは、原材料の重量順1位、2位とも生鮮原材料であるという例としてお示ししております。

右を見ていただければ、重量順第1位の場合、豚肉となりますので、豚肉の産地、アメリカ、メキシコ、カナダを書いています。重量順第2位までということになれば、たけのこの産地、国産というものを表示していただくような形になります。配合割合で区切った場合にどうなるかということですが、50%で区切ってしまうと、第1位の豚肉でも20%しか入っていませんので、この場合、50%以上の括りにしてしまうと、どの原材料にも産地の表示は行われぬ形になります。

2 ページ目、ごらんください。同様に、レトルトカレーの例となります。

この場合も、第1位牛肉（オーストラリア）、第2位にすれば、今度は中間加工原材料であるチーズの国内製造という表示が出てきますという例になります。先ほどは生鮮と生鮮の順でしたけれども、生鮮と加工の順となる例をお示ししています。この場合も、50%ルールにしますと表示がされないという形になります。

3 ページ目になりますけれども、ロースハムの例です。

ロースハムの場合ですと、主原料が豚肉となりますので、第1位の場合ですと、豚肉（アメリカ）という産地表示。第2位ですと、還元水あめの産地表示がされます。ハムの

ような製品ですと、50%以上でも第1位の表示がされるということになります。

4ページ目を見ていただけますか。先ほどのロースハムと同様に、トマトケチャップの場合ですと、トマトの配合割合55%ということで、50%を超えております。第1位ですと、トマト（アメリカ、スペイン、チリ）という表示。第2位ですと、トマトの表示のほかに糖類。この場合、糖類と括ってあるのですけれども、その中のぶどう糖果糖液糖（国内製造）という表示がされるということでございます。50%以上という括りにすれば、トマトの産地が表示されます。

ここまでは、第1位に生鮮食品が来るものです。

続きまして、5ページにチョコレートケーキを例に挙げております。

この場合、重量順第1位チョコレートということで、加工原料が出てきます。第2位にした場合にも小麦粉ということで、加工原料が出てくる場合を例示しております。これらの場合、50%以上の括りにしますと、それぞれ表示されないということになります。

同様に、6ページ、ドレッシングの例示ですが、これも第1位、第2位に加工原料が出てきています。食用植物油なり醸造酢という加工原料の表示なので、国内製造、国内製造という表示になり、50%以上ということで括ってしまうと、今度は表示されないということでございます。

7ページ目、乾燥スープの例になりますが、これも第1位、第2位、加工品が出てきます。チーズ（デンマーク製造）、クリーミングパウダー（国内製造）。50%以上にしてしまうと、産地表示が出てこないことになります。

あと、チョコレートの製造地、ベルギーとか、チーズの製造地、デンマークという製造地の情報というものがございますが、中間加工原材料の製造地の情報も、消費者にとって原料原産地の情報としては必要な情報であると考えております。一口に加工食品と言いましても、使用される原材料の種類、配合の割合など、食品によっていろいろございますので、例えば対象を50%以上、さらに使用される生鮮食品の原材料に限ってしまうということだと、全ての加工食品を表示対象とすることができなくなってしまうということ、御紹介しておきます。

このような状況を踏まえまして、表示対象とする原材料の範囲について御議論いただきたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○森光座長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から御説明がありました内容について議論していきたいと思っております。時間としましては、全体として70分程度を予定しております。ただ、今回、第8回目は、議論が拡散しないように、資料の内容ごとに4つに区切らせてください。まず、資料1の1ページから7ページの国別表示と可能性表示、関連していますので、そこで1個切らせてください。その後、8ページから9ページの大括り表示、及びその組み合わせである大括り表示+可能性表示。そして、9ページの後の10ページ、11ページの中間加工

原材料表示についてということが3つ。そして、最後に、資料2、どこまでの範囲を表示するかという内容、以上4つについて、分けてそれぞれ意見を出していただきたいと思います。

まず、資料1の1ページから7ページ。特に1ページから4ページは、国別表示のルールとして一番根幹をなすところを含めまして、国名を挙げての可能性表示についての御意見、御発言をよろしくお願ひいたします。

岩岡さん、お願ひいたします。

○岩岡委員 全国消団連の岩岡です。

まず、2ページに原則、国別表示とする。ただし、云々で難しい場合がありますとなっていますけれども、今、22食品群プラス4品目で、21%ぐらい国別表示がされているということですが、これが8割9割の商品に対して国別表示がされるのか、難しい場合は例外ということなので、1割とかがされないのか。数字でわかるような、どういう見通しなのかというのを少し御説明いただかないと、これで行けるのかどうか判断できないと思っていますというのが1点目です。

2点目は、3ページ以降、国の名前とか、「又は」とか、表示されていますけれども、実際のラベルの一括表示は、遺伝子組み換えとかアレルギーとか、既存のルールもあります。そうすると、かなり複雑になってくると思います。その辺がどうなるかということについても、今の商品と既存のルールも含めて、表示の例を少し示していただきたいと思います。要するに、わかりやすい表示になるのかどうかということ判断するためになります。

3つ目は、5ページの条件1の2行目に「いずれかの産地を頻繁に切り替えて」とありますけれども、この「頻繁」ということについて共通認識するために何らかの定義づけが必要ではないかと思います。

それから、6ページの、注意書きで、平成何年に取扱い実績の順ですとか、次の7ページでは、新しく発売されるものについては予定となっていますけれども、これは、今、手にとっている商品の中身がどうなっているのかということを知りたいということから、かなり範囲が広いものが書かれることになると思います。要するに、この商品はい体どうなっているのかということを知りたい人は、現状のように、メーカーさんに電話するなりということをやらないと、正しい、今、手にとっている商品の中身がわからないということですので、こういうことで、これをラベルに表示する意味があるのかどうかということが、ちょっと首を傾げるところです。

以上4点です。

○森光座長 ありがとうございます。

今、岩岡委員のほうから4点、意見が出ました。実際にこれがどのような既存のルールとぶつかるか、ぶつからないかについてのほうは、特に。

事務局のほうからお願ひいたします。

○赤崎食品表示企画課長 それでは、ただいまの岩岡委員からの御質問に対して、お答えできる範囲で御説明させていただきます。

まず、1点目の国別表示の割合がどうなるのかという点でございます。日本標準商品分類ベースで見ますと、21.2%という御説明をさせていただいております。それが8割になるのか、9割になるのか、こういう御質問だったと承知しておりますけれども、具体的な数字ということになりますと、加工食品というのはいろいろな種類がございます。同じものでも、製法も違ってくる。あと、具体的な制度の要件といたしますか、具体的な制度をどう設計するのかによって、国別表示の割合が当然変わってきますので、現時点では、今の21.2%が何%になるのかという点につきましては、ストレートにお答えすることが難しいと思っております。

ただ、先ほど事務局のほうから説明しましたように、可能性表示、大括り表示についても、調達先が1か国の場合は、この資料では国別表示ということになっております。そういうことを考えますと、定性的にはふえるのではないかと。ただ、定量的なところについては、今、具体的な数字として御説明することは困難ということでございます。

あと、3点目になります。この資料の5ページでございます。条件1の2行目に「頻繁に切り替えて使用」とあります。この「頻繁」ということについては、何らかの定義づけが必要ではないかというお話でございました。この点につきましては、岩岡委員からお話がありましたように、「頻繁」については、何らかの基準といたしますか、これもまた委員の皆様いろいろな御議論いただければと思っております。

ただ、一定の期間にどれぐらいの回数・頻度で原産国、輸入している国の変更があるのか。もしくは、それぞれの国からの調達割合の変更があるのか。そういったものを踏まえて、ある程度客観的でわかりやすいルールというのを定めていく必要があるものと思っております。ただ、その点につきましても、この場で委員の皆様からいろいろな御意見をいただければと思っております。

4点目になります。資料1の6ページ、7ページの注意書きのところ、実績の順に表示といった記載がございます。これについては、今、手にとっている商品の具体的な産地を知りたいという方から見ますと、まだ物足りないのではないかと御趣旨の御発言だと存じております。この点につきましては、冒頭、座長及び事務局から説明しましたように、国別表示が望ましいと我々も考えています。国別表示となりますと、重量順に多くの原料を調達している国から順番に書くことが基本になります。

ただ、可能性表示を検討している前提としては、国別表示が難しいといたしますか、実行可能性の観点から、いろいろ考慮すべき事由があることが前提になっております。したがって、そういった場合は、従前の国別表示が難しいという中で、どうすれば、それにかわるものとして消費者の方々に意味のある情報を提供できるのかという問題意識に基づいて表示のイメージを作成しています。

その意味では、今の国別表示と比較しますと、これは岩岡委員がおっしゃるとおり、ま

だ情報としては不十分ですが、本来的に国別表示が難しい中で、それにかわるやり方として、どういう要件で、どういった内容の情報をお出しすれば、消費者の方から見ますと、これまでと比較して意味があるものと受け取っていただけるのか。そういう観点から整理しているということでございますので、ぜひ御理解いただければと思います。

あと、岩岡委員からの2点目の御発言でございます。実際のラベルというのは、遺伝子組み換えを含めていろいろあるので、かなり複雑になってくる。そういったことも含めた表示の例ということでございますが、これにつきましては、今日、お出ししておりませんが、資料2の2ページをごらんになってください。1ページ以下、いろいろ記載がございます。実際の表示例というものをつけてございます。まずは、これをベースに、今、当方から御説明させていただいたいろいろな表示例というものを重ね合わせて、ちょっとイメージを持っていただければと思っております。

とりあえず、事務局、消費者庁のほうから、以上でございます。

○森光座長 農水のほうからもお願いいたします。

○島崎農林水産省消費者行政・食育課室長 補足の説明になろうかと思いますが、少し説明させていただきます。

まず、岩岡委員からありました、数字でわかるような資料。原則、国別表示はどのぐらいふえるのだろうかというお問い合わせがありました。以前、20%という数字が出ておりました。今回、幾つか表示例がありますけれども、今回の場合は以前の考え方と違います。つまり、以前は、この品目とこの品目に表示の義務づけをします、という方法でしたが、今回は、同一品目でもいろいろな表示の形態があり得るということです。

つまり、Aという企業は、同じ品目をつくっていても国別表示します。同じ品目でも、Bという企業は、うちは原材料をいろいろなところから入れますので可能性表示をします。うちはこうこうで、中間からつくっていますので中間表示をしますというふうに、品目別に区切られた表示ということは想定しておりません。したがって、今、消費者庁からお答えがありましたように、国別表示がどれくらいになるのかという想定は非常に困難ではないかと考えております。

それから、条件についてお話がありましたけれども、これはここの検討委員の皆様から、条件とはこういうものがないのではないかとか、あるいはこういうところを条件として使うべきじゃないかという御提案をしていただきたいと考えております。この検討会そのものが、ある意味皆さん方で作り上げていただくという一つのポジションであるかと思えます。

最後に、中身と違う可能性がありますねという話がありました。資料の中にも、可能性表示であれば、A又はB又はCというときに、全ての国が使われているわけではないという御説明をしておりますけれども、私ども、農林水産省として、これはまた企業さんに聞いてもらえばいいのですけれども、いろいろな企業にヒアリングをさせてもらったときに、そのこともお伺いしました。問い合わせがあったときに、どうお答えになっていますかと

いう質問をしたときに、私が聞いた限り、多くの方が可能性で答えています。A国またはB国またはC国ですというお答えをされているケースが圧倒的に多かったと記憶しております。

その後、そのお答えで消費者の方は満足されましたか、不満を漏らしましたかと聞くと、私の聞いた限り、全ての企業さんが、いえ、納得して、それで終わられていますとお答えをいただいております。また、実際の事例がありましたら、御紹介いただければと思います。

以上です。

○森光座長 ありがとうございます。

ただいまの意見に続きまして、国別表示と可能性表示につきましての御意見がございましたらお願いいたします。

櫛さん、お願いいたします。

○櫛委員 日本チェーンストア協会の櫛です。

日本チェーンストア協会では、各社スーパーの関係の人と、話をしました。皆さんから声が出たのは、スーパーの現場で原料原産地が問題になるのは、特定の国や地域のものでないことを確認したいというお客様が圧倒的に多い。

今回の、全ての加工食品に原料原産地表示を拡大することを法令によって無理に義務づけることにこだわって、今、検討に挙がっているような曖昧な表記と誤解されるような制度を立案することは、かえって食品表示に対する信頼を後退させて、消費者の不安を増大させることにつながりかねず、そのような制度にならないように、十分に、かつ慎重に検討する必要があると考えるというのが大きなところでは。例えば可能性表示で、スーパーのプロセスセンターのラベルは表示面積が限られているので、表示するとすると、3品目めに「その他」と書かざるを得ない。お客様から「その他」で何を使っているのですかと問い合わせが来たときに、ある特定国の原料を使っていると答えたら、お客様は、悪意をもって、その特定国を隠しているのですねということで、大きなトラブルになることは大いに考えられます。

また、可能性表示の内容を消費者の皆様がどういうふうに理解していただけるかというところが問題です。表示されている国全ての原料が使用されているとは限らないとか、また、表示されたうちの1か国のみが使用されている場合もあることを、消費者の方が正しく理解されて読み取っていただければいいのですけれども、読み取っていただけないとすると、スーパーにいっぱい問い合わせが来てしまうことになると思います。

さらに、先ほどおっしゃったように、一つの品目に対して、あるメーカーのものは国別に表示があって、あるものは可能性があって、あるものは一括表示しているというのを消費者の方々が理解して、購入されるのかというところが不安であるし、十分な検証が必要なのではないかという話が出ていました。

また、誤認を防止するための方策として、過去の使用実績に基づくこと等を注意書きす



るといふことは、先ほどの岩岡委員と一緒に、これで消費者の方は本当に満足されるのかどうかというところの検証も必要と思います。

加えて、可能性表示で「又は」でつないでいくという話をしたときに、現在、加工食品の栄養成分の表示ということで、各社、ラベルを今までどおりでいいのか、さらに大きくしなきゃいけないのか、はたまた、2枚ラベルを張っているのを、1枚のライナーレスという、文字数は限りなく書けるようなものに変えなきゃいけない、設備投資しなきゃいけないのかとか、いろいろ考えられているところです。ようやく今までどおりで行けると思っていたのに、こういうことがあるとすると、その結論は先延ばしにせざるを得ないのかなとか、コストアップはしてしまいますねという声がありましたことを伝えておきます。

以上です。

○森光座長 ありがとうございます。

ただいまの御意見につきまして、いかがでしょうか。また、新しい意見。

齊藤委員、お願いいたします。

○齊藤委員 最初の括りで、国別表示と可能性表示の部分というお話ですので、そのことに絞ってお話をさせていただきたいと思います。

4ページに国別表示の例示が出ていまして、64通りは難しいので、3か国以上の場合の表示の例が出て、その他表示ということになっております。これは、国別表示の場合は重量順ということであれば、この順番で、その他ということもある程度許容できるかなと思いますが、これを可能性表示に当てはめて7ページで見ますと、一番下の例4に「アメリカ又はカナダ又はその他」となっております。そうすると、先ほど来お話がありましたように、アメリカを使っていないこともあるし、カナダを使っていないこともある場合に、その他産であるという表示になってしまうのは、誤認しやすいといえますか、不親切な表示の仕方。

ですから、可能性表示については、国数がある程度限定しないとイケないのではないかなという感想を持ちます。物によっては二十数か国というのもあると伺っておりますけれども、それは非現実的で並べ立てができない。かといって、4がいいか、5がいいか、3がいいかというのはいろいろ議論の分かれるところでありましてけれども、できるだけ誤認を与えないということは、使っている国の上位何か国までとか、そういうあらわし方はあっていいのではないかなと思いました。

それから、消費者が満足するかという点においては、国別表示が最大の満足でありますから、それ以外の部分は、満足するかという意味では不満足な部分があるということは、指摘しておかなければいけないと思います。しかし、だからといって、表示しないことによる利益というものがあるのかといえば、そうではない。ある意味では、国産のものなのか、逆に特定の国のものが入っていないのかという情報の提供には、一定程度応え得るものだと理解すべきではないかなと思います。

その上で、1点確認であります。今日、市川委員、御欠席で、資料提出されておしま

す。表裏ありますが、その表のページの下から4行目に、この可能性表示に関連する中国または国産の表示が、かつて農水省で優良誤認に当たるという見解があったということの表記がされておりますけれども、この事実確認についてお聞かせいただければと思います。

以上です。

○森光座長 ありがとうございます。

今の件はよろしいですか。

お願いいたします。

○赤崎食品表示企画課長 先ほどの齊藤委員の御発言の中で、優良誤認に当たるのかどうかという御質問がございました。これについて、わかる範囲で御説明させていただきます。

まず、2つに分けて御説明させていただきます。いろいろ検討しております可能性表示、いわゆる又は表示について、景品表示法上の優良誤認、不当表示に当たるのかどうかでございまして、この点につきましては、今、検討中の可能性表示の場合は、国が定めるルールという位置づけになろうかと思っております。その意味では、事業者がみずからの主体的判断によって行うものではなく、定められた表示ルールに基づいて可能性表示を行うものでありますので、実質的な意味での違法性は認められないのではないかと考えております。

ただ、この可能性表示を認めるにしても、今回、御説明したことと相重なりますけれども、例えば国産または外国産のいずれか一方であることが明らかな場合にも可能性表示を行うことは疑義があります。

あと、いろいろな必要な情報提供、今回も注意書きという形で例示として御紹介させていただいておりますけれども、そういった取り組み、表示を行うのであれば、冒頭言ったような実質的な意味での違法性が問題となることはないという判断、解釈をしております。

もう一つは、過去の中国または国産の表示が優良誤認に当たるという点につきましては、あくまで現行のルールの中での解釈ということでございます。そういう中で、これは実際、中国または国産という表示がどんな状況でなされたのか、これは市川委員がおられませんので、詳細はちょっとわかりません。ただ、この点につきましては、今、国のルールとして検討しているものではなくて、これまでの現行の表示の中で出てきた問題だろうと理解しておりますので、これも表示全体を見ての判断になりますけれども、優良誤認に当たるという見解だったということであれば、その状況次第ではないわけではないのかなと思っております。

以上でございます。

○森光座長 ありがとうございます。

ここまでの流れとしては、先ほど岩岡委員が言ったように、「頻繁に」という文言については、確かに定めるルールが必要であろう。また、齊藤委員のほうから出ましたように、「その他」しか入っていない場合には、ある程度の歯どめをする。逆に言えば、上位何か国まで。たしか農水からの資料で、以前、多くても4か国が大半で、二十か国というのは

特例だった。それでいけば、最大でも4位。それは、運用の中でうまく見えてくると思います。

竹内委員にお伺いしたいのですけれども、可能性表示のところで「又は」という言葉が出ていますが、先生から見られて、条件と誤認するというところで何か注意事項等がございましたら、御意見いただきたいなと思っております。

○竹内委員 実は、前回まで私は大括り表示がよいと思っていましたが、改めて今回の資料を拝見して、可能性表示で「又は」という表示もあり得るだろうと、意見がちょっと変わってきています。その理由は、冒頭、座長がおっしゃっていたように、国別表示が原則ということ的前提を考えますと、22食品群プラス4品目が国別になっている。

一方で、今回、検討する全ての加工食品に対応するというところで考えたときに、どうしてもダブルスタンダードになります。そのギャップをより少なくするというところで、国別表示が原則であるのであれば、可能性表示について具体的に条件を詰めていって、「又は」という言葉が入ったとしても国を明示する。これがいいのではないかと、私自身は考えが変わってきております。そのときに、確かに「又は」となると、入ってなくても国名が表示されてしまうということで、「どんな条件が」について、皆さんのお知恵をここで集めていくことになろうかと思っています。

ただ、どういう表示をしたとしても、全ての消費者が正しく理解してくださるという状況はなかなか想定しにくい。それが現実ではないかと思っています。そんなことを言ってしまうと、身もふたもない感はあるのですが、その中で現実的な表示スペースの問題等もありますので、上位何位までという条件、これも5も6もというわけにもいかないと思いますので、今、出ている線、3とか4ですね。一方で、実際の22食品群プラス4品目については、その他というのが認められている。こういう中で、条件を細かいところまで検討していく。これが現実的ではないかと、こんなふうに考えております。

以上です。

○森光座長 ありがとうございます。

富松委員、お願いいたします。

○富松委員 全ての加工食品に対する義務表示というのは、難しいというのが私のもともとの意見でしたが、何らか原料原産地表示をしていかねばならぬという前提に立ちますと、可能性表示を中心に考えていただきたいなと思っております。可能性表示の問題点としては、情報の真正性というものがあろうかと思っております。データの真正性の担保を重視すると、それに対するコストが大きな負担となります。実はこの議論の序盤で、全ての加工食品への義務表示に強く反対していたのはそこでもございました。真正性を確保しろ、それで表示しろということであれば、事業者の負担は大変大きなものとなるのが私たちの心配事でした。

可能性表示では真正性は多少低下しますが、国別の名前も出てきますし、何かの根拠を示すことによって、曖昧な部分をできるだけ減らしていくことができるのではないかと思います。

今回、提案いただいているのは、大括り表示にするか、可能性表示にするかという議論ではなく、両方から選べるということであれば、実行可能性は非常に高いと思いますが、中でも可能性表示について考えていただきたいのは、例えばことしの国内の農産物の生産において、好ましくない状況がたくさんございました。

1つは、ことしの小麦の生産量は100万tを超えています。去年は85万tでした。一番少なかったのは平成22年の57万t。小麦関係者にお話を伺ったところ、この15万tを消化するためには、今まで使っていなかったようなものにも使わないと消化できないという話を聞いています。もし大括り表示であっても、国名表示であっても、この制度が入っていれば、その15万tは、廃棄するか、もしくは表示を変えた包材をつくり直して出さねばならないということがあったかもしれない。

一方で、皆さんも御記憶があるかと思いますが、5月にペト病が佐賀と兵庫ではやり、玉ねぎの価格が高騰いたしました。9月になれば北海道の新玉が入ってくるわけですから、何とかかなと思っていましたが、その北海道が台風の被害を受けております。今はまだ値が上がっていないのは、在庫を消化しているからだと聞いています。この影響がまともに来ますと、例えば大括り表示が義務表示であった場合、事業継続ができないというか、表示に合った原料が調達できない事業者も出てくるのではないかと考えております。硬直的な表示は非常に困ります。そういう意味では、フレキシビリティが高いのは可能性表示だと思います。

長くて申しわけありませんが、もう一つだけ言わせていただきたいのは、委託先の問題です。委託先に対しては、委託元から委託先に条件を出します。こんなものをつくってください。委託先は、それを受けて、それに合ったものをつくらなければいけません。その中に、もし原料原産地表示の前提、例えば国産の原料を使うというものが入っていたとします。そうすると、ことしのような場合、製品がつくれなくなるわけです。そのときに欠品になります。欠品によって、もし委託元のブランドを棄損するようなことがあったら、場合によっては罰金を払わされることもあります。

こういった状況を考えますと、硬直的な表示を前提とすると、中小企業は確かにことしのような状況においては事業継続ができない可能性があります。そういったところも十分に御配慮いただきたい。ただ、今日のお話は両方選べるということですので、これだと実行可能性は高いなと思っていますし、強く反対するものでは全くありません。

以上です。

○森光座長 ありがとうございます。

田熊委員のほうから手が挙がりました。田熊委員、お願いいたします。

○田熊委員 いろいろお話を聞いている中で、国別表示をしないとイケないときに、条件として印刷しなきゃいけないのか、ウェブ上で可能なのかということで大分変わってくるのではないかと考えています。ウェブ上でしたら、いろいろやり方はあると思っていますので、できましたらウェブ上も認めていただきたいという意見です。

あと、先ほどからいろいろな意見がありました「その他」表示ということで、前回も紹介があったと思いますけれども、伊藤園でも野菜ジュースで使っています。問い合わせがあるかという、問い合わせはありません。また、インターネット上でも、可能性表示で、1材料ですけれども、5か国の表示をしているのですけれども、それに対しても問い合わせもなく、お客様から何ら御指摘も受けていないという状況です。

以上です。

○森光座長 ありがとうございます。

最後に、消費者サイドのほうから、今、言われました誤認ということに関する。では、夏目委員のほうからお願いします。あとは、ウェブなのか、表示なのかということも御意見いただければと思います。

○夏目委員 さまざまな意見が今日も出ましたけれども、原則国別表示、これは消費者が望むことでありますので、できるだけそうしていただきたいという意見はずっと同じでございますけれども、できないという部分があるというのは、これまでのさまざまな意見で明らかになってきております。現状、二十数%しか表示されていなくて、残りが表示されていない段階から進めていくためには、消費者としては非常に妥協せざるを得ないところもあるのかな。100%の表示を望む、消費者が全て国別表示にしてくださいといったら、もうこの議論は進まないわけです。それでいいのかどうかということも、消費者サイドも考えなければいけないと私は思っております。

そういう意味で、今回の資料は、可能性表示、大括り表示、それから加工地の話ですけれども、事務局としてはより踏み込んだ資料をお出しいただいたと思っております。確かに可能性表示だけでは不足ですので、そこに新たな注意書きをすとか、注意書きで書けないものはウェブを使う。これは当然のことかと思えます。

その注意書きのところも真正性が担保されなければいけないというお話も今、出てきましたけれども、使用実績に基づく重量順位であるということになれば、使用実績というのは当然わかっているわけですから、ある意味では合理的な根拠になるのかなと思っております。注意書き、ウェブ上のものをつけて表示することによれば、全くないところの消費者の誤認よりも一歩進んでいると、こんなふうに思っております。

これまでも何度も申し上げてきましたけれども、仕入れから、製造して仕入れ先に届け、販売するという事業者の責任として、何を使っているかということがわからないというのは、消費者としてはなかなか理解しにくいところがあって、自分のつくるものはどこから来てというのは当然だと思っておりますけれども、そうは言っても、そうできない場合もありますので、そこは消費者側もきちんと理解しながら。

もう一つは、消費者がどこまで理解できるのかというお話がございました。これは、表示だけじゃなくて、さまざまなルールを変えていくときには、当然、そのルールを変えることについて告知し、啓発し、広めていくということもしなければ、実際には新しいルールは浸透していかないわけですので、前回のときに池戸副座長からも御発言ございました

けれども、新しいこの表示制度も、消費者が正しく理解して、そして積極的に活用してこそ、いい方向に向かっていくという御発言がありまして、そのとおりでございます。

消費者も、もう特定の国にこだわることから卒業してもいいのではないかと私は思うわけでございます。だって、日本の事業者が生産してくれる外国へ行って、実際に生産現場で指導しているという実態もあるわけでございます。確かに、過去には外国産のものがいろいろな問題を起こしたことがございますけれども、そこは乗り越えて、40%を切っているような食料自給率の日本ですから、そこはもう少し消費者側も賢くなってもいいのかなと思います。

長くなりました。

○森光座長 ありがとうございます。

永田委員もお願いいたします。

○永田委員 先ほどのインターネットの表示ということですがけれども、私たち消費者というのは、商品を購入する際に店で包装を見て選ぶわけですね。もちろん、インターネットをお使いになって確認できる方もいらっしゃるし、その場で端末を使ってインターネットの情報を見ることができるともいらっしゃるかもしれませんが、ほとんどの消費者は包装を見て選ぶということで、ウェブ上だけで表示するというのは非常に困るなと思います。

それから、私もこの前まで大括りということ考えていたのですがけれども、実はこの件について、私たちの研究会でいろいろ話をしましたところ、どちらかというと消費者というのは、どの国の原料を使用しているかということを知りたい。可能性表示というのは、消費者の誤認を招くおそれはあるのだけれども、輸入国が表示されるということから、消費者の、どの国の原料を使用しているかという希望には応えているのではないかという意見がかなり多く出ました。ですから、従来品では過去の使用実績とか、新製品は、規格書等で原料の原産国が把握できるのであれば、可能性表示を検討してもいいのではないかという意見が多かったです。

でも、先ほどおっしゃっているように、使用実績の多いところからただらと表示するわけではなくて、何位までと決めて、それ以降はその他。その他の場合は、ホームページ等で補完すると、安易にただらと国を並べて、その中に国産という表示を盛り込んで列挙することがないように、消費者の誤認を防ぐようなルール設定をしていく必要があると考えました。

○森光座長 ありがとうございます。

少し時間が進んでおりますので、一旦ここで可能性表示に関するところ。可能性にかかわるところですね。短い時間で、済みません、お願いいたします。

○富松委員 可能性表示という言葉が誤解を生むのではないかと考えております。ここまではっきり注釈の中で、前年度実績とか過去の実績、それから今後の計画で表示するというのであれば、可能性表示という表現ではなく、予定表示とか実績表示といった表現のほ

うが、誤解を生まずに話を進めることができるのではないかと思います。

○森光座長 ありがとうございます。

では、済みません、次のところ。8ページ、9ページで、大括り表示、また、それを組み合わせていく大括り表示＋可能性表示というところについて、条件をよく見ていただいた上で、誤認に関するところ。できましたら、それはだめだという意見の後に、こうしたらよくなるという建設的な意見がいただけると大変ありがたい話なのですが、いかがでしょうか。

武石委員、お願いいたします。

○武石委員 大括り表示＋可能性表示のところ「又は」でつなぐところがあるのですが、先ほど「又は」で優良誤認のおそれがないかという話をされて、事務局からその心配はございません、国として基本を定めてやるのでということでした。そうすると、現状、可能性表示について、塩たらこの場合も可能性を過去の実績で表示していたものはいいですよとなっているのですが、その場合であっても、「又は」を国産とつなげることはだめですよと、はっきり禁じているわけですね。こういったものについて、これから恐らく見直すということになるかと思えます。

その場合は、どうやって誤認を防止するかということについて、より慎重な手当てなり表示が必要かな、大切になるかなと考えております。それが1点です。

あと、今回、大括りも含めて、これから議論されますが、前回、市川さんが提案された意見も含めて、今、議論している3案というのは、実は平成21年から24年にさんざん議論されて、デメリット、メリットが一覧表になっているものですので、その点について確認しながら、これを3つ組み合わせた場合にどういった問題点があるのかということ整理していくことが大事なかなと思えます。

その点で1つ言うのであれば、先ほど櫟委員がおっしゃいました、品物によって表示がまちまちになるのではないかということについて。島崎さんは、それは明らかに商品によって企業の取り扱い方針が違えば、原料原産地表示がそれぞれ可能性なり大括りなり、又は表示になるとおっしゃいましたが、それで本当に消費者の方が誤認といいますか、納得するのかという点をきちんと消費者の方々に確認していただいて、品目によって原料原産地表示がばらばらであっても、それで消費者が特に問題はないということであれば、それほど事業者として問題にするということに当たらないと思えます。

そこは、今回、3つ組み合わせた中で一番問題になってくる点ではないかと思うので、この大括りのところでも結構ですので、その点についての御確認をいただけたらと思っております。

もう一点だけ。先ほど田熊委員もおっしゃいましたが、現実、伊藤園さんのように、QRコードでウェブ表示しているところがございます。そういった意味で、前回から私どもとしてずっと主張しておりますのは、包材の切り替えがコスト上、一番問題になるので、それが最低限なくなるような手法での表示等をぜひ検討していただきたいということで、包

材上には、例えばお客様相談といったような最低限の情報だけ書いて、電話相談でもいいし、ウェブ対応でもいいし、場合によっては店内でのポップ表示でもいいという形で、できるだけ包材の表示を少なくして、それ以外であわせて情報提供するということを考えていただきたいと思います。

今回の改正案でも、ウェブ上で情報提供しなさいということセットでやらないと、実現可能な方策というのは3案ともないと思いますので、そういったこともあわせて議論していくべきだなと思っております。

以上です。

○森光座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

どうぞ、お願いいたします。

○岩岡委員 2つです。

1つは、8ページの大括り表示を認める条件の例の条件1の3行目「重量順の特定が困難である」ということが書いてありますけれども、そういった場合に、方法の例として割合を表示するというのがあります。これが矛盾しているように思うので、もうちょっと説明していただければと思うのが1点と。

それから、全体的にそうなのですけれども、大括り+可能性ということの例が示されていますけれども、義務化すると、事後の検証がきちんとされることが当然担保されなければいけないわけですけれども、その辺はどういうふうに現状と変化していくのかというあたりについても、一定御説明をいただきたいというのが消費者側からの気持ちです。

以上です。

○森光座長 ありがとうございます。

どちらからか、御説明されますか。

では、赤崎さんのほうからお願いいたします。

○赤崎食品表示企画課長 まず、今の岩岡委員の1点目の御質問についてでございます。

8ページの左側の条件1の重量順の特定が困難であることと、右側の割合表示の関係についてでございますけれども、左側の条件1につきましても、大括り表示を認める場合の幾つかあるうちの条件の一つということで、国別の重量順がわかれば、それは国別表示が基本となりますが、それがわからないというのが大括り表示を認める場合の条件の一つとなっているということでございます。

右側の「割合を表示する」については、表示されている原材料の一部産地の使用割合が極めて少ない、ここで言いますと、輸入と国産となりますけれども、複数の外国の間で割合がわからない、重量順の特定が困難であることに加えて、輸入・国産のどちらかの使用割合が極めて少ないといった場合を前提に、ここにありますような方法をとることが考えられるのではないかと。そういう形でイメージを作成しております。

あと、済みません、2点目につきましても、もう一回御発言をお願いしてもよろしいでし



ようか。

○岩岡委員 大括りなり、可能性という表示になっていきますと、義務化ということですから、事後の検証がきちんとされるということが当然大切なわけですし、その辺がどういふふうに変化していくかというか、きちんとやられていくかということについても、消費者としては御説明いただきたいという気持ちです。ですから、これは今すぐということではなくて結構ですけれどもね。

○島崎農林水産省消費者行政・食育課室長 事後の検証というものは、前回でも、ありました。監視活動のことをおっしゃっているのではないかと思いましたので、その点について、再度お答えしておきたいと思えます。

以前もお話ししましたが、例えば22食品群も国別表示で原料原産地表示をされていますし、また、表示というのは、それだけではなくて、原材料を書くためにもいろいろなルールがあります。基本的には、多いもの順に書くルールがございます。そういうものは、いわゆる科学的には両方ともなかなか発見できないものでありまして、現在においても、監視活動の中で企業に直接行って帳簿を見て確認するという作業をしております。

前回に、件数については御紹介しましたがけれども、結局は今、農水省の職員とかが直接立ち入り検査という形でやらざるを得ない。圧倒的多くの食品事業者の方は真面目に取り組まれていますので、突然来られることについては、すごく違和感があると職員がおしかりをいただくということも聞いております。しかしながら、立ち入り検査を前もって通告して行くわけにもいかず、以前、前もって通告して行って、全くわかっていないじゃないかみたいな御批判を米の事件で浴びたこともあります。したがって、一定程度、計画的に工場に行って、帳簿などを見て、今でも確認しているという作業をしております。

当然、全ての工場に行くことはできませんので、ターゲットを決めたり、状況を見ながら、ことしはこれにしよう、あるいはこういう工場にしよう、監視活動ですので、その中身は明らかになっておりませんが、そういうことで工場にお邪魔して、確認しているという状況でございます。

以上です。

○森光座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

竹内委員、お願いいたします。

○竹内委員 私自身が誤解していたのですが、可能性表示なのか、大括り表示なのかということで方向づけをしようと思っておりました。でも、先日、事前の打ち合わせのときに、どちらでもいいという趣旨のお話が出ました。

今、9ページを拝見すると、大括り表示＋可能性表示の表示例ということで、「輸入又は国産」「国産又は輸入」という案が出ているのですが、大括り表示のよさは、国産ということが明確にわかるということだったと思います。可能性表示の場合には「又は」でつながっているけれども、国別に表示が行われていて、情報性があるというところによさが

あると思います。でも、この大括り＋可能性ですと、表示しているけれども、一体これは何を伝えているのか。私自身は、これに関しては甚だ疑問を持っておりまして、ほかの委員の方々はどのようにお考えなのかということをお伺いしたいなと思っております。

○森光座長 長屋委員、お願いいたします。

○長屋委員 可能性表示なり大括り表示、これで消費者が満足できるかという議論でいきますと、そこは不十分、満足できないということなのですが、それを実行可能性を見きわめながらやっていくという中で、この検討に入っているのだと思います。そういった意味では、消費者に情報をなるべくより広く伝えていくことの重要性から、この可能性表示なり大括り表示なりの議論が今、各論に入ってきていると思っております。

この中でも、今、お話がございましたように、大括り表示と可能性表示を組み合わせたものについては、そこまですると、消費者の方から少し行き過ぎた広げ方ではないかと思われると思いますので、ぜひここは慎重に御検討いただければと思います。

○森光座長 ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

これまで、この検討会で、皆さんも事業者の方のお話を聞いていると思いますが、例えば製粉協会の常任理事の方であったり、日本ハムの品質保証部マネージャーから、可能性表示、または国別表示について、意見がありました。また、大手さんでない製菓会社さん、しょうゆ会社さんから意見がありました。または平牧工房さんのように、大括りでの表示について認めますとの意見もありました。大括りということは、当初、竹内先生がそちらのほうがいいと言ったのは、それだけ国産か外国産かを管理していないと出せない話ですね。逆に言うと、それが重なれば表示できない事業者はいないということになります。

そういった中で、大括りと可能性の組み合わせの導入も認めると、皆様、これまでヒアリングに来てくださった方々、この表示の導入に関しては大変ポジティブな御意見になる可能性もあるのではと考えます。もちろん、その裏には、時間がないので、この文章を全て御紹介できませんが、農水省さんと消費者庁さんに寄せられた御意見を伺ったところ、可能性、大括り表示、またその組み合わせについて、中小さんにとっては大変ありがたい話であるのも事実であるということをおしつけ加えた上で。

少し考えたいのは、先ほど武石委員からも出たように、「国産又は」と書いてあったときの印象といいますか、そういう情報がいかなるものか。必要かどうかを含めまして、消費者側からもし御意見。これも5年前の検討会で、こういう大括りについては話されているわけですから、池戸委員のほうから御意見。大括り＋可能性のところは意見が少し集約されていますが、いかがでしょうか。

○池戸委員 ありがとうございます。

まず、頭を整理しなきゃいけないのは、国別表示というのを消費者の方が求めているので、それをまず原則にするということだと思います。それで、どうしてもできない場合にほかの方法がとれるかどうかということだと思います。だから、中間加工原材料もそうで

すけれども、あくまでも例外的で、どうしてもできない場合にやる。あくまでも国別に書いていただく。それで、表示はもちろん原則なのですけれども、仕入れ先が頻繁に変わる場合でも、企業の努力によって、ウェブとか。さっき、チェーン協さんのお話もありましたけれども、販売する方がかわりに消費者に教えてあげるとか、そういう努力のもとでやるという形で一步進むということが重要だと思います。

それで、可能性なり大括りなり、先ほどから出ていますように、非常に誰が見てもわかりづらいというところを、表現としてできるだけわかりやすくというのが重要だと思いますが、いずれにしても、表示の仕方がこういうルールに基づくものですよという消費者への普及・教育は、常にセットで、さっき夏目委員がおっしゃられたようにやる必要がありますし、それは国だけではなくて、消費者団体の方あるいは事業者の方が、これは御協力いただくという形です。

賞味期限・消費期限は過去の例ですけれども、1字違うだけで非常にわかりづらい。だけれども、今でも開封した後とか、そういうルールがわかっていないところがありますが、あれはいろいろ努力して定着しているというのがありますので、その教育なり普及のところまでカバーせざるを得ないかなと思っています。

それで、大括りでないと情報提供できない。どこの国かというのがわからなくても、せめて国産かどうかをわかっただけでも違うのではないか。それでも役に立つのではないかという企業さんもおられると思いますので、そういうところがあれば、大括り表示もあってもいいのかなと私は思っています。いずれにしても、義務だけじゃなくて、任意のところも、企業努力という形なりで努力していただいて、初めてこの制度が機能するかなと思いました。

○森光座長 ありがとうございます。

齊藤委員、お願いいたします。

○齊藤委員 わかりやすさということが一方で求められるということが、共通している部分だと思います。そのわかりやすさの象徴が、国別に行き着くところでもあります。それ以外のところは、何らかの形でわかりにくさを背負っているということになるわけです。だから、そのわかりにくさを背負いながら、今、ここで可能性のあります表示の幾つかを示しておられますけれども、それはそういう範囲において意味があることと理解しております。

ただ、先ほど例えば可能性表示という表現の仕方がどうかということがありますように、その言葉をダイレクトに使ったのでは、消費者は理解に時間がかかるのではないかと思います。例えばアイデアとして、Aランクの表示、これは国別表示だと。Aランクがぱっと目に入れば、これはしっかりと国別の表示ができています。しかし、例えば事業者によって、Aという製品は国別で表示するけれども、Bは大括りでしか表示できないということもあり得るだろうと思います。それは、同じメーカーであっても、裏を見れば、A表示、B表示、C表示ということがあって、できるだけランクづけが消費者にとってわかるようにな

る。

そして、その意味は何だ。例えばA表示はわかったけれども、B、Cという表示は一体何なのかということは、これは時間をかけて啓蒙・啓発していく必要がある。そこには意味がある。事業者の努力も一方ではあって、こういう表示の仕方が実現している。消費者目線だけではなくて、事業者の努力もそこに反映して、表示ができるものは自社にあって、こういうランクづけの表示をこの商品はするということがわかっていくような仕組みが必要ではないかと思います。

以上であります。

○森光座長 ありがとうございます。

近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員 大括り表示+可能性表示の表示例が書いてありますけれども、赤字で書いてある「大豆（輸入又は国産）」だけではわからないのですけれども、注書きで、「大豆の産地は平成〇年の取扱い実績の順に表示」と書いてございます。これをあわせて読めば、ここの括弧の中の表現に「又は」は要らなくて、「輸入、国産」で昨年の実績の順を表現されたかったのかなと思うのですけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。

先ほどの可能性表示を実績表示と呼んだほうがよろしいのではないかという御意見もございましたけれども、明確に何を表示されているかということがわかれば、この大括り表示+可能性表示でも認めていく方向でいいのかなという気もいたしました。ただし、注書きなどで表現をしっかりとし、表示の意味が正確に伝わるようにしていただく必要があるかと思います。

○森光座長 ここの表現は、恐らく大括りのところは確実にその順番がわかっている。それが製品のロットによってはわからないというときに、「又は」で、可能性でつないでいきますので、実績としてはそうであってもということになってきます。なので、これで表示できないものはなくなるということに、逆になっていく。一番ボトムのところにはなっています。

○近藤委員 ただし、「又は」を入れてしまうと、何を伝えようとしているのがわからない。この表現は、この中身を伝えようとしているのか、過去の実績を伝えようとしているのかがわからなくなるということだろうと思います。

○森光座長 こういったものを解決する方法としては、条件をもう少し厳しくという言い方は変ですが、2か国だと、国産か外国産ということは、もう1か国しかないわけですから、表示するとか。例えばパーセントの話は、誤認を防止するためのところを、国産に限り、使用実績を1年だったり、もっと具体的な提示をする。すなわち、一番緩い表示方法である反面、例えば国産に対する規定を設ける。そういう形で、同じ実績を挙げるにしても、そういったものを挙げていくといった流れは、もちろん方法としてはあります。それが消費者ニーズ、また消費者の必要な情報にかなうかどうか、もちろん問題ではあると思います。

いかがでしょうか。

永田委員、お願いいたします。

○永田委員 私にはどうイメージしても、これでは全世界だろうというイメージしか出てこないのです。それで、こんな表示しかできないの？というのが、今の私の思いです。

先般、オーストラリアの表示の例を出していただいたのですけれども、国産の使用割合がグラフで何%と、すぐ目でわかるような表示をするのであれば大括り表示で誤認を防ぐことは可能かもしれませんが、大括り+可能性表示では消費者の方はなかなか納得していただけないのかなと思います。

○森光座長 とても率直な意見で、大事だと思います。

鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 基本的には、国の名前を表示するというのが大前提だろうと思いますし、それがどうしてもできない場合に、可能性なり大括りなりということかと思います。これは、これでもって一つの表示方法だろうと思うのですけれども、ここにある、それを認める条件の例というのが、実はこれ、ほとんどどれを見ても変わらないというか、余り大きく変わっていないというのが実態だろうと思います。どうしても国の名前を表示できない理由というのを、もう少し分析といいますか、はっきり見出して、それに合わせた条件、こういった場合には大括りを認めます、また、こういった場合には可能性表示も認めますよという条件をもう少し詰める必要があるだろうなと思います。

もう一点、国の制度として、こういったものをつくったときに、既に実施している22品目のほうは全て国名表示でやっているのですけれども、そっこのほうの品目をどのようにお考えになっているか、ちょっとそこだけはお聞きしておきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○森光座長 これは、事務局のほうでよろしく申し上げます。

○赤崎食品表示企画課長 先ほど鈴木委員から御質問のありました、今日、資料として御説明した表示方法を認めた場合に、今の22食品群の表示ルールがどうなるのかということでございますけれども、この点につきましては、たしか第6回でございましたか、論点をお示ししたときに、この22食品群及び4品目の扱いをどうするのかというのが入っておったかと思います。そういう形で、事務局のほうから問題提起させていただいております。

ただ、これまで検討会でも、今、鈴木委員が言われた点については、委員からいろいろ御発言があったかと思っておりますけれども、その中では、22食品群の今の表示内容については、新しい表示制度、仮にそれを見直してつくるとなった場合でも、維持してほしいという御意見が多くあったと承知しております。ただ、この点も含めて、また委員の皆様の間で御議論いただければと思っております。

○森光座長 ありがとうございます。

少し時間が押しましたので、資料1についての最後の10、11ページにわたります中間加工原材料、表示としては「国内製造」とか「オランダ製造」という「〇〇製造」という形

での表示について御意見等。特に、条件等ではなく、本質的には、こういう加工地云々のところから大きく違うようにも見えますが、大事なポイントですが、いかがでしょうか。

金井委員、お願いいたします。

○金井委員 消費者の誤認を招かないというところからすると、中間加工原材料の製造地表示というのはちょっと疑問があります。全農の自主基準の例を挙げますと、基本的には海外製造の中間加工品の原料など原産地を知り得ないようなものを想定してこういう方法を認めたらどうかと思っていたのですけれども、そうした前提条件もなく「〇〇製造」という方法を認めてしまうと、いろいろな抜け道になってしまうおそれがありますし、この制度の本来の趣旨に照らしていかがかなと思います。

資料の表示例の問題もあるのかもしれませんが、例えば、「りんご果汁（ドイツ製造）」は、ドイツで製造されるけれども、果汁の原産国全ては把握できない、そういうこともあるかもしれません。

一方で、国内で製造される中間加工品、資料の表示例には、「小麦粉（小麦（アメリカ、カナダ、オーストラリア、日本））」と書いていますけれども、実際には、パンの小麦粉の原料小麦はこの国というように、用途別にかなり輸入元の国が限定されていることはわかっています、そんなにたくさんの国の小麦を原料として使うケースは稀ですし、また、日本の麦の仕向け先はほとんどどうどん用の小麦粉に限られています。一部の例外はありますけれども、小麦粉の場合は原料として外国産小麦を使用することが多いのですが、「国内製造」と書いてしまうと国産小麦を使用しているという誤認を招くと思いますし、マヨネーズの食用植物油脂もそうだと思います。

つまり、ほぼ国名が限定されている場合についてはいかがかなと思いますし、先ほど大括り表示と可能性表示の併用という方法も提示されていますが、そこまでやるのだったら、国内製造の中間加工品の原料についても十分対応可能ではないかと思うのです。

以上です。

○森光座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

岩岡委員、お願いいたします。

○岩岡委員 全国消団連の岩岡です。

11ページを見ますと、製造地が日本ということになっておりますので、これは今の発言とも共通だと思いますけれども、国産との違いがわかりづらいことになると思います。というよりも、もっと前の話として、原料原産地を知りたいということについての検討なのに、製造地という形で表示されても、ここで検討するテーマではないのではないかと考えているということです。それで、こういう表示がされるとなると、そもそも国産を応援していこうということで検討されていると思いますので、そのこととも矛盾が発生してくるのではないかと考えているということです。

あわせて、資料2の2ページに、レトルトカレーで順位が2位まで表示の場合という例

があって、「牛肉（オーストラリア）、チーズ（国内製造）」と表示されると、同じ括弧で全く違う概念が表示されることになりますので、ここも極めてわかりづらくなってしまふのかなと思います。

以上です。

○森光座長 ありがとうございます。

先に毛利さんから。

○毛利委員 私も今のお二方と同じ意見で、原料原産地を表示していこうという中で、製造地を表示すると、まさしく優良誤認になるのではないかと思います。国産の原料を買いたいという声が65.4%というデータがある中で、このように「国内製造」とあると、国産であるのかなという誤認を生むのではないかと思います。また同じ理由で、先ほど議論がありました大括り表示+可能性表示も、「国産又は輸入」という表示だと、国産のイメージが強くなって、それこそ国産を求めている声に対して、正確に選ぶことができなくなると思いますので、私もこの点もいま一度考えたほうがよいと思います。

○森光座長 お願いいたします。

○田熊委員 皆さんの意見はそうかなと思うのですが、一番上に書いていますりんご果汁。EU内は人と物の動きが自由になっているので、このEU内だけでも考えていくと、国別表示というのは難しいのかなと思っています。

以上です。

○森光座長 ありがとうございます。

全くもって個人的な情報かもしれませんが、たまたまこの表示に関して、私もお恥ずかしい話ですが勉強していく中で、チョコレートという言葉が確かにこのように複雑になっているのは当たり前でした。先ほど意見が出ているように、ちょっと検討会から外れるという意見はありますが、ドレッシングに使われている油の原料ごとにそれぞれ書くというのは、ほぼ現実的ではありません。研究室の学生に、「製造」と書かれていて誤認するようなことがあるかと尋ねたら、15人全員が意味がわかる。原産地と間違える学生もいない。学生という年齢からかもわかりませんが、そういった意見が出ました。

そういう意味でいけば、情報としてはおかしくないというか、何とか油脂が出てきて、食用油脂が出てきて、ごちゃごちゃと書いてあったり、前回問題になったぶどう糖果糖液糖の中で、何とかの原料はどこでというよりは、そこはウェブ推奨、皆さんが言っているとおりで、それこそ包材が大きくなるということとしてはあるべきかと考えます。

池戸座長代理がおっしゃられたように、どうしても国別表示原則でという中で、こういうふうにはぼんと出てくると、これがどかっと目に大きく入りますが、現状として、チョコレート等は、それで原材料として使われているという実態もあり、考えてみると、確かに食酢にしても、油にしても、複合原料というものの取扱いを1個の言葉だけであらわすのは難しい。

これをだめですよというより、より誤認を与えないためにどうすればいいか、またはこれで得られた情報は価値があるかというところで、いかがでしょうか。中間製造地というイメージの中で。

池戸委員、お願いいたします。

○池戸委員 今まで中間加工原材料という用語がずっと使われてきたので、違和感を感じておられる方が多いのではないかと思います。ただ、製造と加工の定義の違いについて、さっき事務局から御説明がありました。それで、本当は食品表示基準の定義からいくと、製造に当たるものを加工と言っているのはという、その整合性のところが一義的に問題があるのであれば、それは合わせなきゃいけないかと思いますが、逆に、国内で、この原料原産地の話に関連するかどうかですけれども、単なるスライスしたものとか、天地返しみたいなものも国内で加工したとなると、何となく誤認を与えるという背景もあるのではないかと感じています。

○森光座長 ありがとうございます。

櫛委員、お願いいたします。

○櫛委員 全てのところから、外れてしまうのですけれども、液糖とか小麦粉とか食用植物油脂とか、いろいろな原料を集めてつくっているものということを経営者の皆様にも事業者が言うということにして、表示しなくてもいいという選択もあるのではないかと、私、個人的に思います。

○森光座長 ありがとうございます。

この問題は常に出ています。ただ、この検討会で大きな柱をつくっていく中で、今、これを例外にしましょうというのは、恐らく時間がないと思います。

富松委員が多分、一言言いたいということで、短い時間でよろしくお願いいたします。

○富松委員 今の櫛さんのお話に相乗りさせていただきます。

前回、私は、果糖ぶどう糖液糖は、誰も求めていないので表示する必要はないのではないかと意見いたしました。それに対して、御意見として、線引きが難しいから、とりあえず全ての原材料を対象にするほうが制度としてわかりやすいのではないかと意見もあり、前回、ここで議論が終わったと思っております。

ただ、私たちが今、議論しています横断的義務表示の中には、線引きをして、場合分けをして表示をつくっているものがたくさんあります。なぜならば、無駄な表示をさせないため、無駄な廃棄が発生しないようにです。例えば、賞味期限の表示がない加工食品に、砂糖とかアイスクリームがあります。あれも先輩方が一生懸命考えて、分類し、分けをして、無駄なロスを少なくするためにつくられました。

あと、例えばアレルギーは、たんぱく質を含む全ての食品がアレルギーを引き起こす可能性があります。その中で、危害、ハザードと頻度をきちんと考えて、その中から7特定原料と20の準ずるものを選んで表示しております。栄養表示も、全ての加工食品に5つの表示をしますが、それ以外の栄養成分については、全部分類し、分けして、きちんと条



件をつけて表示を作成しています。

したがって、今までの食品表示法、表示基準をつくるに当たっては、無駄をさせないというところに先輩方は最大の努力を払っていただいていると思います。前回、申し上げましたように、誰も求めているものを表示の対象にするべきではないと思いますし、こういうことを大事にさせていただきたいと思います。優秀な官僚の方があの程度の区分け、線引きができないわけがないと思いますので、私は無駄なものは、誰も求めないものは、ただただ事業者の負担にしかならないものは、表示からきちんと外してもらいたいと願います。

今、全ての加工食品を対象とした表示制度を検討しています。せめて対象となる原材料については、きちんとお客様のニーズを聞いて、必要なものを区分けして、線引きしてやっていただきたいと思います。

○森光座長 ありがとうございます。重要な御意見として、事務局等と、またこれについては考えていきます。

次の資料2のところ、最後に済みません。原材料の範囲の検討ということで、資料2全体についていかがでしょうか。ありていに申ししてしまいますと、全ての食品について、一体どこまでの表示という流れで、1位、2位の例を挙げております。そういった意味で、いかがでしょうか。御意見等がございましたら、お願いいたします。

永田委員、お願いいたします。

○永田委員 3番の配合割合50%以上の場合というのは、外していただきたいと思いますと思っています。それだけです。

○森光座長 我々も、それはきっと何も出ないので、これではなく、具体的に1位、2位、3位、4位、5位とあると思うのですが、いかがでしょう。実行可能性を考えて。

齊藤委員のほうからお願いいたします。

○齊藤委員 私は、前回、消費者サイドとしては、できるだけ重量順位で数が多いほうが良いという趣旨の発言をいたしました。実行可能性でありますとか、広いところでこれにかかわっていただくという事業者の負担の問題からすれば、将来的なことは別にして、導入時については重量順位1位ということも大きな選択肢ではないかなと思います。

それと、ちょっと逆戻りして申しわけないのですが、先ほどの中間加工原材料のことで一言だけ申し上げておきたいと思うのですが、表記の問題として、「国内製造」というのは言葉として少し抵抗がある。しかし、ここに括弧して、例えば「国内製造」の前に「輸入・国内製造」。入れているのは輸入ですよ。しかし、国内で製造しました。国内産だという誤認を与えない工夫は、何かできるのではないかとということだけ申し上げておきたいと思います。

○森光座長 ありがとうございます。

時間がもう4時を回りますので、最後、走ってしまって申しわけありません。

ここで簡単にまとめさせていただくと、国別及び可能性表示に関しては、「頻繁に」と

いうことに対して何か定義を定めるべきであるとの意見。

あと、国の数についても、「その他」という表記について意見が出たことを考えて、さらにそこにもしきい値を設けるべきではないかとの意見。

可能性という中で、信憑性を高める意味で、お金のかかることであるから、何らかの配慮が必要である。もちろん、ウェブ表示でたくさんやられている会社があることは存じ上げておりますが、消費者サイドとしては、ウェブ云々も実際に商品を買うときという意味では、これまでも永田委員を初め、皆さんから出ていますので、ウェブはこちらとしては大きく推奨させていただきたいところですが、包材での表示を基本に求めたい。これについても少し考えが必要である。

大事なところであります大括りと可能性を重ねたところに関しましては、大括りの見やすさを含めて、齊藤委員からはAランク、Bランク、Cランクのような意見。すなわち、消費者側の啓蒙・啓発も重要であり、かつ、それについて、もう少し条件を考えて、誤認が生じないようなやり方でやっていかないと、全世界というイメージになってしまうと、それはよくないことであるとの意見。

最後のほうになってきますと、中間加工地であります製造地については、田熊委員から出ましたように、実際にはEUのように移動が大きい原産地・加工地においては、物も人も移動している。そういった意味で、原産地の国別表示は難しいとの意見。

かつ、富松委員からとても大きな課題をいただいたのは、無駄な表示をさせないための例外規定は、改正する直前でも一生懸命考えるべきであるということは肝に命じて理解したつもりであります。

そして、範囲に関しましては、最終的には50%というのはないであろう。また、皆さんの総意ということで少し理解していますが、始めるに当たっては、上位1位までを念頭に置いて、それに対して工夫していこうということで意見をなるべく集約したいと考えております。

それでは、議題のほう、その他が残っております。本日、御議論いただいた内容以外で、これまでの御意見がまとめてあります。もし御指摘等がありましたら、時間の都合上、事務局のほうへ。特に説明はよろしいですね。

では、最後に消費者庁、農林水産省から御発言があれば、お願いいたします。

まず、消費者庁の川口次長、お願いいたします。

○川口消費者庁次長 今日大変熱心な御議論、ありがとうございました。

今日は、座長の御指示のもと、国別表示を原則とした上でということで資料をまとめさせていただきまして、御説明させていただきました。国別表示を原則とするということについて、重ねて多くの委員の方から御議論、御賛同の御発言もいただきましたし、そういうことを原則とすれば、その後の具体的な代替策についても少し見え方が変わってくる。あるいは、実行可能性が出てくるなどの突っ込んだ御意見もいただいたと思います。今日は、そういう実行可能性の意見、それから消費者の方にどういう情報を伝えていけるのか、

誤認しないかということで、前回に比べますと、かなり取れんした御議論がなされたのではないかと思います。

ただ、さらに慎重かつ精緻な議論が必要ということでございますので、本日の御議論をよく消化した上で、座長と御相談して、そういう精緻な議論に耐えられるような資料を用意させていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

○今城農林水産省消費・安全局長 農林水産省でございます。本日は、誠に御熱心、かつ長時間にわたり、議論、ありがとうございました。

今、川口次長からございましたとおり、前回、明確ではなかった論点について、条件という形、あるいはどういう場合があるのか、はたまたどういう誤認の可能性があるのかということについて、非常に多岐にわたる御意見をいただきまして、私ども、これから検討しなければならないところが非常に多いなと感じました。それをいろいろな場合を想定し、かつ皆さんが御納得いただけるようなところでどういうふうの一つ一つを考えていくかということにつきまして、次回にまた深めた提案をさせていただければと考えております。

本日は、どうもありがとうございました。

○森光座長 以上で本日の議事は終了いたしました。

今回は、前回及び今回の議論、すなわち皆さんからいただきました御意見をもとに、いよいよ実行可能な方策についての取りまとめを見据えた議論という形で進めさせていただきます。

どうか、今回同様、御協力のほどよろしく願いいたします。

それでは、事務局から連絡事項、よろしく願いいたします。

○赤崎食品表示企画課長 次回の開催は10月5日水曜日を予定しております。詳細については、後日、改めて御連絡をいたします。

なお、本日、机の上に置かせていただいております、これまでの検討会資料のファイルのつづり、及び要望書等のファイルつづりにつきましては、次回以降も随時、資料を補てんしながら使いますので、そのまま置いていただきますようよろしく願いいたします。

○森光座長 それでは、本日の検討会を閉会させていただきます。

皆様、長時間、どうもありがとうございました。